

【論文】

寛正五年糺河原勸進猿楽追考(二)

「大乘院寺社雜事記紙背文書」を読む

田口和夫

「大乘院寺社雜事記紙背文書」の寛正五年糺河原勸進猿楽関連文書を読み、大乘院尋尊の猿楽出仕・棧敷設営をめぐる尋尊の意図、周辺への反応を明らかにする。

キーワード：糺河原勸進猿楽 大乘院尋尊 神木動座 棧敷設営 大乘院寺社雜事記紙背文書

はじめに

平成十三年八月八日に行われた第六回 世阿弥忌

研究セミナーは能楽学会創設にむけての準備セミナーと位置づけられ、「世阿弥とその周辺」というテーマで開催された。私も「能楽史二題 『風姿花伝』神儀篇の異本と糺河原勸進猿楽資料」という題で研究発表を行った。両資料は「一条兼良と大乘院尋尊父子の文化圏」において成立したもので、応仁の乱前後の文化の動向とも関わって、なお考究すべき問題を残しているものである。発表後、私の怠慢で文章化して

いなかったが、糺河原勸進猿楽に関する連稿の一つとして発表の後半部をここにまとめることとする。

国立公文書館内閣文庫所蔵の「大乘院寺社雜事記」は中世南都の歴史・文化を知るための根本史料であって、多聞院日記と併せて、私も数多く利用している。その第三冊の表文書は「河原勸進猿楽記 寛正五年四月六日」であって、これを用いた小稿「糺河原勸進猿楽の周辺」(鍔仙275、昭54・2、小著『能・狂言研究 中世文芸論考』三弥井書店、平9)では、この催しに大乘院尋尊が棧敷を用意したのに出席できな

つたこと、大乘院支配地からその費用を集めるのに苦  
 労したことを報告している。

近年「大乘院寺社雑事記紙背文書（古271・514）」が  
 紙焼写真で公開され、併せて『北の丸（国立公文書館  
 報）』にその一部分が翻刻されるようになって、多く  
 の新しい事実が明らかにされつつある。心永の能番組  
 も、私が発見した「今昔物語集」鈴鹿本についての新  
 情報（『興福寺の今昔物語集』大乘院寺社雑事記紙  
 背文書」から「説話文学研究」37号）もその一例  
 である。発表の時点では『北の丸』26号「大乘院寺社  
 雑事記紙背文書抄（二）」に糺河原勸進猿楽関係文書  
 が九点翻刻されており、別に紙焼から六点の関係文書  
 を見出すことができた。現在は佐藤進一・笠松宏至・  
 永村真の各氏によって『国立公文書館所蔵大乘院寺社  
 雑事記紙背文書』第一巻として第二五冊までが翻刻さ  
 れており、糺河原勸進猿楽関係資料の中心となる寛正  
 五年の三月から六月にかけての紙背文書は簡単に見る  
 ことができるようになった。これらは第二四冊・第二  
 五冊に収められる。これらによって、寺訴が決着しそ  
 うになった段階で、尋尊がどうしても出席しなかった

こと、学侶・六方衆が何としてもこれを阻止しようと  
 していた状況が見えてくる。当時の貴紳がこの催しに  
 寄せた関心、これに観客として参加するための準備、  
 強訴<sup>注</sup>中の興福寺における力関係など、表面の能楽史を  
 辿っただけでは伺い知ることの出来ない情報が含まれ  
 ていたのである。

発表時は新資料であつたため、原資料のままに翻字  
 したが、本稿では、それは前記単行本翻刻によつて頂  
 くこととし、わたくしに読み下して引用し、併せて私  
 の翻刻の誤りを正すこととする。文書番号は前記翻刻  
 による。

注

- （1）糺河原勸進猿楽 寛正五年（一四六四）四月五・七・  
 十日の三日間、洛東糺河原において、將軍足利義政が觀  
 世大夫正盛とその父音阿弥に命じ、鞍馬寺勸進を名目に  
 興行させたもの。「蔭涼軒日録」によれば、この催しは足  
 利義持・義教が命じた勸進田楽・猿楽に倣い、特に義教  
 の永享五年（一四三三）四月、音阿弥に命じた糺河原勸  
 進猿楽を先規とし、能の番数まで一致させて挙行された  
 ものである。

（2）大乘院尋尊（一四三〇—一五〇八）一条兼良の第五

子。大乘院門跡、興福寺別当。大僧正。大乘院寺社雜事記・大乘院日記目録などを残す。

(3) 強訴 「雜事記」寛正四年十一月十一日条から関連記事が見え、「摂州兵庫関管領方違乱」と「越州鶴丸・細呂宜郷大館兵庫頭押妨」の二事により、まず十七日の春日祭、廿七日の若宮祭礼」が止められ、十二月二十三日閉門、二十四日神木動座、寛正五年四月十三日神木帰座、開門という運びになる。

#### 勸進猿楽出仕準備

この勸進猿楽の規模とされた永享の勸進猿楽について、面白い記事が「大乘院日記目録」永享五年四月廿一日条にある。「四月廿一日、河原勸進猿楽始之、三ヶ日、觀世三郎、棧敷六十二間、將軍以下御見物、大乘院大僧正初而為其數」という。この時の大乘院大僧正は尋尊の前任者の経覚である。その時に初めて大乘院から参加している。この事を知っている尋尊の、今回の勸進猿楽出仕への思い入れが、なみなみのものはなかったことは当然推察出来ることである。

尋尊は猿楽見物のため棧敷を二間用意している。「河原勸進猿楽記」によれば、これには百九十一貫二百文という莫大な費用がかかった。これは大乘院支配

の六十四箇の郷庄の百姓に五百文から七貫文のあいだで御用錢を課し、また諸山寺等から調達している。この庄民からの納入が滞って、大乘院が「厳密の沙汰」を繰り返すのは事後の話だが、いずれにせよ一つの勸進猿楽に要する費用として、桁違いに巨額だったことについては、前記小稿において明らかにしたことである。その棧敷設営についての準備も進む。「河原勸進猿楽記」を書き下して引用する。「一つ、棧敷打つべき様、子細袖留木法橋に仰せ付け了んぬ。京都の面々の沙汰見合はすべき由、之を仰せ付く。杉正（天井板也）宇多曾木濟々之を上せ了んぬ。葺き板並びに拵へ等の用なり。自余の才木は才木屋より之を借用せしむ。代物下行すべしと云々」。基礎構造としての材木は材木屋から借用し、天井板・室内の拵えとしての杉正（杉桁、木目が平行に通った杉板）や宇多曾木（未考、うたごも 柗のことか）は奈良から送っている。これに関する紙背文書は尋尊筆という一〇〇一「条々事書」中にある。これは三月段階のものらしく、「牛飼の装束用の布」、「海草両物こんにやく」、「車下簾」、「料足千疋など」、「長谷簾」、「土器」等の記事があり、

材木のことは、番目で次の通り。

（第二四冊第二四丁・一〇〇一 雑々事書）

一ツ 来月一日に雑車一両、鳥羽まで仰せ付けらるべく候。「棧敷の材木は並びにこれへ進ずべく、雑物ども進ずべく候。」相構へて相構へて仰せ付けらるべく候。其の日早旦より木津を「立方候ひて、七八時分には鳥羽へ行くべく候」

年記はないが「来月一日」と言っているので、三月の文書と推定される。四月五日の開演まですこしだが、一日に天井・内装材を運搬していることになる。

一〇〇一文書は、他の記事も準備状況を具体的に示しているので、番号を付して書き下しておく。

一ツ 牛飼の装束、布二人分十二丈、同じく「

下重十二丈分、進じ候。「早々御用意候ひて、御かし候ふべく候。これは花絵にて候ふべく候。

この部分に関連しそうなのは、次の記事である。

（第二四冊第三六丁・一〇〇九 某書状・後欠）

勸進猿樂棧敷の事、「仰せ出だされ候や、目出たく候。其の遁（道力）に就き、兩人の事承り候。其の「身に於いては奉公致すべき条、定めて」欣

求を為すべく候か。都鄙の「晴れい、之に（過ぐ）べからず候処、「古上下を以て参すべき事、門跡の「奉為おぼたぬと云ひ、其の身の為と云ひ、然るべからず候」

これは書状後欠のため、意味が取りにくいところはあるが、勸進猿樂に行く尋尊に随行しようとする人物についての文書と考えられる。「随行することについて、喜びとするであろうし、名譽とも思つたろうが、古上下ではよろしくない」という内容であろう。「兩人」の「古上下」という表現と一〇〇一文書の「牛飼の装束二人分」とが関わるとすれば、兩人は牛飼であったことになる。

一ツ 此の折、八幡殿これに御入り候はば、進じらるべく候。「法花寺殿より給はり候ふ彼の寺の名物すわう」餅と申す物候。もし又過分にて候はば、それにて「御しやうくわん（賞翫）候ふべく候。

この部分に直接は関連しないようだが、「八幡殿」と関わるのは一〇二五文書「八幡尊秀」の書状である。（第一四冊第四二・四三丁・一〇一五 尊秀書状）

「このほどこの御所に候。」「びんぎたのしく候ひて、」  
申し候。ほとけいつくしくて、「いかほどノ御  
うれしく思ひまいらせ候。」「御よのしいまだまい  
り候はで、」かなしく候。いかさま「このほどに  
まいらせ候ふべく候。」「返すたうつくしくでき候  
ひて、」申しつくしがたく、御うれしく思ひま  
らせ候。」「さるがくに御のぼりのよし」きま  
らせ候。御けんに入り候ひて、「申し候ふべく候  
あなかしく。大ぜういんどのまいる、御申し候  
へ やわた 尊秀

尊秀は一条兼良の子、尋尊とは同母の兄。「猿楽に  
御上りの由聞き参らせ」が、尋尊の猿楽出仕に故障が  
おきていない、この時期の文書であることを示してい  
る。「御よのし」は未詳。

一つ 海草両物こんにやくまいらせ候。見物方  
の「折の用には、尚々申し付け候ひて、進すべく  
候。」「これにて引きむしり候ひて、くらひ候ふほ  
どに、」のこりすくなになり候

これも直接に関わる文書はない。「見物方」が勧進  
猿楽見物を示す。「折」は にも出るが料理を入れる

折箱のことであろう。日本国語大辞典によれば看聞御  
記永享四年の用例がある。その席での食事に「菟弱」  
が必要ならば進じます、という趣旨であろう。

車下簾の事は、住吉神主に申し遣はし候。もし  
候はずは、よく候はん絹にて当座分を仕り候ふべ  
く候と、存せしめ候。

牛車の下簾に言及している文書は、翻刻資料にはな  
く、従つて番号も付けられていないが、第二六冊にそ  
の断片がある。四月八日の文書なので、後に紹介する。

一つ 料足千疋これに明恩請け申し候。これ  
を「少し御下行候ふべく候。八木並びに練貫」二  
代ウラ絹は、此方より用意候ひて進すべく候。」「  
すゞしにて候はんずるやらん、練りに候はんずる  
やらん、」此の返事に承るべく候

明恩は北面輩の竹内尊藤とともに尋尊側近であつた  
よつで、一〇三三文書で触れる雑事記にもその名が見  
える。千疋のうちから少しお与えください、の意か。  
米と練貫を尋尊側で用意するといふのであろうが、  
「二代ウラ絹」は分かり難い。「練貫の衣装二つ分の裏  
絹」といふことか。とにかく裏の絹はずし(生絹)

か練絹かを問い合わせているのである。

一つ 長谷簾の事、日野より十間分所望候を、よく候

「日野」は日野勝光であるとの翻刻注がある。日野富子の兄である。長谷簾が勸進猿樂にどう関連するのかが、不明である。「をしく」(惜しく力)も意味が取れない。

は初めに引いた部分である。木津から鳥羽までは船便、そこから雑役車に載せて糺河原へ運搬するという手順である。

一つ 土器どもは是より進ずべく候。大分は其の方のを御」とり候ふべく候。折以下の事、ご詔へ候ひて、をかしく候ふべく候。毎事重ねて申すべく候なり。

これは棧敷で用いる土器類のことだが、このような片々たる事まで尋尊が気に懸けていたということが重要であろう。

一つ 此の方、毎事不足し、迷惑に候。

尋尊の思うようには進行していない興福寺側の準備状況についての愚痴といべきか。費用の徴収が滞っ

ている例として九九一十市遠清書状がある。

(第一四冊第一一・一〇・九丁・九九一 十市遠清書状)

仰せの如く、殊なる子細無きに依り、久しく申し承らず候。御音信「喜悦の至りに候。仍て今度河原の猿樂御出(仕)の事」付き候ひて、委細承り候。意得申し候。等閑に存ずべからず候。「去り乍ら愚身知行の在」所の事、以ての外の計会の事候ふ間、御免も候ひて「下され候はば、畏れ入り存じ候。何様」使者を以て申し入るべく候。自然「公儀に付き、御意に預かり得」候はば、畏れ存じ候。事々恐々謹言、六月二十六日 遠清(花押) 竹内殿御返報

「北の丸」26号所載の「大乘院寺社雜事記紙背文書内容細目(二)」によれば、この文書の日付は「三月」で、内容からしてもその方がよい。同月同日付け九八八十市遠清書状も同じ内容で「井上殿」宛てになっている。いずれも十市支配の在所からは御用銭が支払えないという断りの内容である。後引の九九五学呂土代に「十市以下進退、于不応寺命」とあるのは、このよ

うな事態を指しているであろう。三月廿九日付け九八九長懷書状は「番条庄御用錢」のことで、庄側の農民の対処がよく分かる文書である。「河原勸進猿蓑記」によれば番条庄には二貫文が割り当てられている。長文なので、部分的に、また適当に漢字を当てて引く。

(第二四冊第七丁・九八九 長懷書状・折紙)

番条庄御用錢の事、仰せ出され候。(中略)更々かやつの「臨時の御用錢、仰せらるべき子細」候はず候。迷惑にて候。ことにノ、只今の時節八、さやつの先例「御座候ふ共、百性等此の間の没落二、」皆々散々の計会にて候。「いまだ城中へも系直り候八ぬ」躰にて候。あなたこなたに「散在候ひて、居候仕儀にて候ふに、」此の如く御用共仰せ付け候ひて八、又此の秋も「皆々系罷り帰り候ふまじくて候。」さやうに候へバ、一向番条の事、はう庄二なるべく候。さ候八バ、一向公方様の御公事以下も退転すべく候。今の時分思し召し分けられ候八ん事にて候ふよし、「条々御詫び事申し候。身二申し候ひてと、」度々申し候へども、とても給主様御座の「事にて候、百性等参り候ひて、

詫び事」申し候へと申し付け候。ノ、罷り上り候ひて、「御詫び事申し候ふ由申し候。さ候へども、」料簡無く候ふ由仰せ候とて、又只今、身の方へ、「来たり候ひて、色々申し候。さ候ふ間、身の申し事二八、」詫び事にても百性も申す、是二「詫び事申し候へかすと申し候ひて、」折檻仕り候ふ間、やうノ、劬勞致し、料足「志貫文只今持参申し候ふ由申し候ふ旨、身の」状之を進じ候。(下略) 三月廿九日 長懷(花押) 福

智院殿御申

どこの言い訳も「計会(困窮)」だが、この文書は農民の対応が如実に記されていて面白い。臨時の御用錢など「めいわく」で、百姓たちは庄に居着かぬ状態なのに、この上の御用錢では帰庄せず、番条庄は「ほう(放力)庄」になつてしまつたろう、とまで言う。下略した部分にも「御さいそくの御使付られ候八、ちくでん仕候八んなど申候て居候」と農民の強硬な姿勢を記し、この劬(苦)勞して用意した一貫文を受け入れてもらえないなら、弥々庄下あれば候べく候」と、圧力を掛けている。農民のこのような行動は狂言

近衛殿の申状の「いとこの庄」の農民を連想させる。それは近衛殿の代官左衛門尉を告発するものであり、この長懷は庄民の代弁をしているという違いはあるが、農民の姿勢そのものには共通点があり、近衛殿の申状が中世のこのような農民の力を背景として成立していたことを納得させるのである。

一〇〇一文書とその関連資料は以上である。尋尊が細かいところまで気を配りながら準備を進めていること、尋尊周辺のその対応が分かる。

勸進猿楽出仕差し止め

一方で、尋尊の猿楽出仕に対する異論も現れてくる。三月二四日付の一〇〇四随心院殿宝書状である。前後を省略して引く。

（第二四冊第二八丁・一〇〇四 殿宝書状）

又、神木「帰座の事、未だいつともなく候や。只洲「川原の能とて、ひしめき候ふ事、是非無く」候。はや一昨日、地わりまでさせられ候。「神木の事、帰座候はず候ふとも、猿楽など仕るべく候ふ事」にて候ふや、不審なる儀ども候。其の御座

敷も、「必定の様に沙汰候。何とも心得ず候ふなり。

随心院殿宝は一条兼良の子、尋尊とは同母の弟。遠慮のない身内である。神木在京のままなのに、勸進猿楽が挙行される一そんなことがあっていい筈はない、そんな神に対する不敬がまかり通っているのか、という気分が伺える。「其の」は尋尊を指しているであろうから、そのような時期に棧敷設営に奔走することについての不満も併せ述べられていることになる。「只洲川原」は翻刻では「只例川原」となっているが、私の読みで訂正した。「糺河原」の当字ということになる。

醍醐寺資料「枝葉抄」に含まれる「春日神木御入洛略記」の翻刻（『醍醐寺紀要』第21号所収予定）を私が担当したが、その時の調査から推測されることは、春日神木が入洛すると、朝儀は滞る、まして公的な歌舞音曲の類は停止されるのが常であったということである。その常識が通用しなくなったのが、將軍足利義満のころと考えられる。僧徒の側では、まだその常識が通用すると思っている。しかし、武家側では、そん



な事情には頓着しないのである。興福寺を庇護すべき藤原氏にも、もはやそれを阻止する力はない。そのような情勢の中でこの勸進猿楽は挙行されている。

尋尊の準備に拘わらず、事態は解決せず、訴訟継続のまま神木は在洛する。もともとこの事件が起きた段階で、尋尊のもとに六方衆から通告がなされていた。「雑事記」寛正三年十二月二十三日の書状である。これを書き下して引く。

寺訴の事に就き寺社閉門の沙汰に及ぶ。則ち御勳座等の大儀有るべく一揆せしめ候。随ひて京都の歳暮年始等の御参洛の事、且つ然るべからず候ふやの間、御上洛の儀、無く候ふ様に御意を得、披露致され候はば珍重たるべき由、六方衆評定候ふなり。恐々謹言 十二月廿三日 六方衆等 伊与上座御房

歳暮・年始の挨拶としての上洛を差し控えよというのである。この論理は当然、勸進猿楽への出仕も遠慮せよということになる。果たして、六方衆・学侶方からの強硬な申し入れが連続して行われた。ミセケチされた部分は(一)で括る。以下同じ。

(第二四冊第一五丁・九九四 六方衆書状土代)

大訴の時分、御参洛の儀、「太だたるべからず候ふ処、結句、今度の」河原猿楽の見物、御「出仕有るべきかの由、其の聞こえ候、事実に候はば、」以の外の次第に候、所詮、明日四日「御下向有るべく候ひて、万一、衆儀を忽緒しるがせにせられ候はば、一揆二任すべきにて候ふ」由、「評定の由、」御披露有るべく候、」(後欠)

「衆議を忽緒にせられ候はば、一揆」は強烈な言いようである。これは土代(草案)と名付けられた通り、成文が別にある。その一部と思われるものが九九三文書である。

(第二四冊第一四丁・九九三 六方衆事書案、前欠)

京都河原勸進の御見物の為に、御「門跡様御上洛有るべき御用意候ふかの」由風聞に候、今般、寺門大訴の折「節、一門跡御上洛の事、他門よりの嘲」弄、未曾有の題目、寺門の振舞ひ、「且つは符合せざる事に候。所詮、藤家御見物の事、六方よりして抑留申し候ふ上は、」御門跡御上洛用意の事、「早々之を止めらるる様、御披露目出たく

候ふべき趣、御披露有るべく候ふ由、評定候ふ  
なり。卯月三日 六方衆等 松林院宗恩御房

新しい情報としては、藤原氏（時の関白は二条持通、  
一条兼良は准三后）の御見物も六方衆から抑留したの  
だから、尋尊の上洛も止められるべきだと述べている  
ことである。藤家の事については、同じことを扱った  
九九五の学侶の士代にも見える。

（第二四冊第一六丁・九九五 学侶評定事書士代）

寺訴の事、大綱御下知成され候ふと雖も、大訴  
の内の私反銭の事、十市（檜原）以下の進退、  
今に寺命に应へず、並びに越州の事、是れ又御  
成敗成され候ふと雖も、是れ又守護遵行の去状無  
蔭に候ふか。旁々寺訴の最中の処、藤家の嘲、  
河原の見物、御出仕候はしむるべきかの旨、其の  
聞こえ候、「事実ならば然るべからず候」神明御  
動座の時節、藤家の事、愁嘆之に如くべからず  
候ふ処、御出仕の事御上洛候ふは、以ての外に候  
ふ子細に候。殊更「二条殿の事、計会等の事、御  
沙汰に預かり、先代未聞の題目に候ふ処、只今  
結句」此くの如きの儀、篇々神威陵爾の御沙汰、

然るべからず候ふ間、御承引の儀無く候ひて、御  
出仕候はば、「力無く」御出仕の躰に就き、寺門  
よりして放氏申さるべき旨、一揆候。「此の趣、  
申し沙汰珍重為るべく候ふ旨、評定候ふなり。

「藤家の嘲」は補入されているのだが、場所違いで  
ある。「二条殿事」は持通関係だろうが未考。「放氏」  
は春日興福寺の意向に添わない藤原氏の貴族に対して、  
よく用いられた手段で、氏から追放すること。九九三  
文書の「抑留」の手段はこれであった。

六方衆・学侶方による評定の草案が尋尊の許にもた  
らされているのは面白い。九九四と九九三とを較べ  
ると、当然の事ながら、草案の方が直接的な表現で、本音  
が書かれている。もってまわった表現より、事態が切  
迫していることが把握出来よう。尋尊の情報網がこれ  
をもたしたのであるが、六方衆や学侶方でも、そ  
ういう情報漏れは先刻御承知で、草案の文章を作つて  
いたと考えられよう。

これに対して尋尊周辺では、残念とは思つ一方、ど  
うにもならないとあきらめて、事後処置の手配にかか  
るのである。

(第二四冊第二一・一三・一八丁・九九二 竹内尊藤書状)

其の後、殊なる題目無く候ふ」条、申し入れず候兼ねて又、河原「猿楽の御棧敷、こと二」御用意候ひて、御上洛有るべき」にて候へど、色々仰せ出され「候へども、寺門の為に支へ申され候ふ間、御迷惑中ノ、申す計り無く候。」事をつくされ候ひて、「御計略候へども、承引せず候。此の如き子細、定めて袖留木方」申すべく候。然るべき様二御本所」様に御申し、御悦喜為るべき旨、内々仰せ出され候。恐々謹言、卯月三日 尊藤 御宿所

「事をつくされて御計略」というあたりが、尋尊のこれに懸けた執念がしのばれる所だが、「承引」されるところとはならなかった。「御本所様」は未考だが、一条兼良を指すか。直接参加できなくとも、棧敷を設営することで一条家並びに尋尊が將軍家主催のこの催しに積極的に関わっているのだという姿勢を示せる。それが「御悦喜」の内容ではなかったかと思われる。この書状の内容をつけたと思しいのが九九六袖留木重

「藝書状である。

(第一四冊第一七丁・九九六 袖留木重藝書状 後欠)

今度川原猿楽棧敷の事。」永享の御佳例の儀、公私の祝着に「候ふ間、棧敷の儀、形の如く申し付け、参洛すべく」用意候ふ処、寺訴今に落居無きに依り、「賢木御動座の時分、見物」上洛の事、然るべからざる由、寺門と為て相「支ふる間、近日定めて御帰座有るべし」と「存じ候ふ処に、其の儀無く候。若輩の衆等」上洛頻りに押し留むる間、迷惑せしめ候。」中落居せしむれば、草々以て参洛し、「御礼申し入るべく候。御機嫌を以て然るべき様、御披露に預かり候はば、祝着為るべく候

「永享御佳例の」盛儀であったことがここでも確認できる。「河原勸進猿楽記」に見える、棧敷設営に当たった袖留木重藝が残念、迷惑と思つのは当然であろう。神木帰座の後、世話になった尋尊関係者に「御礼」するのである。

上演中のこと

勸進猿樂は四月五・七・十日の三日間奉行されたのだが、その二日間が終わった段階の文書がある。「内容細目」では、「一日」とされているが、「八日」と読めるので、ここに置く。私に翻刻し、次に読み下す。

（第二六冊第九丁 翻刻ナシ）

御上洛可有之条、目出候、「奉待候、御絹一疋請取申候、」下簾事未懸候、方々少「可御用意候共、不（以下欠損）用意仕候、余（以下欠損）心得申候、恐々謹言

御上洛有るべき条、目出たく候。待ち奉り候。御絹一疋請け取り申し候。下簾の事未だ懸けず候。方々少さか御用意すべく候へども、不（以下文書欠損）用意仕り候。余（以下文書欠損）心得申し候、恐々謹言 卯月八日（花押） 貴報

京にいる尋尊の関係者からの書状であろう。尋尊側では上洛不可能となっている状況だから、勸進猿樂見物のために行けると言っているわけではなく、神木帰座の後の、尋尊上洛についての連絡と見えるのだが、「目出たく候」と言っている事から、次の文書との関わりが気になる。「北の丸」26号所載一七五文書であ

る。翻刻では五月になっているが、「内容細目」が示す通り「卯月」で四月八日の文書である。途中省略して引く。

（第二六冊第七・八丁 大進法橋泰弘書状）

御奉書畏まつて拝見仕り了んぬ。「抑も寺訴落居し、来る十三日御帰座有るべく候。返す々す御目出たく候。仍つて河原の「能に就き御上洛有るべく候。御棧敷の事、内作り一」向無沙汰に候ふ間、早く沙汰仕るべく候。

一つ 御屏風御金みかき付き一双、「御上せ有るべく候。京都に有るべからず候。  
一つ 御幕八既に此の間引き申し候。御「上せ有るべからず候。此の方二候。

一つ 九日は治定無く候。大略十日の通り二、「御沙汰候。（中略）篇々取り乱し迷惑仕り候。御目出「たく御上洛肝要に候。然るべき様御披露に預かる」べく候。恐々謹言、五月八日 泰弘（花押） 尊藤殿

十三日の神木帰座という情報は正しい。これに続き記される「河原の能に就き御上洛」はどつ見ても十日

の猿楽を観るための尋尊の上洛を予定する文言である。とすれば、前引のものも、同様の状況を「日出候」と言っていると解される。尋尊は神木の帰座を待たず、寺訴の解決があつたのだから上洛可能と見て、その準備を始めた、その関連文書がこの八日付けのものなのである。その努力に拘わらず、尋尊の猿楽見物はついに無かつたのである。「河原勸進猿楽記」の末尾に、次のように言つ。全文を書き下す。

一つ 棧敷と云ひ出で立ちと云ひ、大綱用意致す処、学侶・六方申さ令むる趣ハ、寺門大訴の最中、神の法会を押し留め令むる折節、両門の内、勸進猿楽見物、然らざる旨、種々申し入るる間、其の子細京都に注進せしむ。上洛能はず、無念と謂ふべし。御棧敷并に棧敷銭計り之を進じ了んぬ。家門の御衆并に武家奉行人等、内々当門跡棧敷にて見物と云々、成敗以下の事、袖留木法橋に仰せ付了んぬ。

「不能上洛、可謂無念」と記す尋尊が上洛できた訳はない。「大乘院日記目録」に「四月五日・七日・十日、多田實河原勸進猿楽在之、依寺門訴訟大乘院不上

洛者也、棧敷等八如先例申付了」と記す。八日付けの文書は尋尊最後のあがきの反映と言つべきなのであるう。

#### 尋尊上洛

すべてが終わつてから、尋尊は京に上る。

(第二五冊第七・八丁・一〇三三 安位寺経覚書状)

今日など八待ち申し候ひつるに、光臨無く候ひし、「無念に候。去り乍ら招請」申す様に候ひてハ、然るべからず候ふ間、「申すに及ばず候。抑も神木帰座、明日為るべき」由承り候、返す々す珍重」ノに候。其の御上洛の事に就き、「尤も然るべく候。愚身も如法ノ」上洛し度候ふと雖も、旅粮」叶ふべからず候ふ間、思ひ乍らに候。又」御棧敷の事、色々沙汰共など申す間、心元無く」候ひつるに、さて八返す々す悦ば令むる」耳に候。誠に今度八御」入りなきまでにこそ候へ、上意を得らるる分ハ顕然の事に候。「左様に慇懃の御沙汰まで時」儀候ふか。返す返す目出たく悦び」入り候。何様、明日様ふ」と参り候ひて、万

事承るべく候。「尚々態と承り候。悦び入り候。かしく。卯月十二日 経覚

尋尊が猿樂見物に出仕できなくとも、棧敷を設営することによって、「上意を得らるる分八顕然」・「慇懃の御沙汰まで時儀候」という結果が得られたというのである。「上意」は將軍足利義政のそれであろう。尋尊が興福寺内において四面楚歌という状況の中で、猿樂出仕を強行しようとし、出席できなくても棧敷二間を設営したのは、彼なりの政治的判断、將軍主催の催しへの積極的参加の意義を認めていたためであり、その結果は期待通りであったということになる。

雑事記寛正五年四月十四日条には、「一予上洛、玄深・尊藤・明恩召具之」とし、同十五日条に、「一室町殿御対面、則下向了」とそっけなく記される。蔭涼軒日録寛正五年四月十五日条にも、「就春日神輿御帰座之事、而大乘院并二条殿、為閑白而被参賀、即御対面、是又天下之喜也。春日御師又参賀也」と記される。そこではおそらく、棧敷設営への將軍からのねぎらいの言葉などがあつたのであろう。尋尊がこの後、費用徴収に苦勞するのは、小稿に記した通りである。